

2021年春入学者向け



International Student Handbook



国立大学法人福島大学 国際交流センター
Fukushima University International Center

表紙には何が描いてあるの？

留学生の皆さん、福島大学へようこそ。皆さんの福島での生活が、充実し思い出に残るものになることを、心より願っています。留学期間中は、学業に加え様々な経験が皆さんを待っています。そのほんの少しを、表紙で紹介しています。



わらじ祭りは毎年8月上旬に福島市で開催され、日本最大級の長さ12メートルのわらじを100人余りの人が担ぎ通りを練り歩きます。



桜は日本人に最も愛されている花の一つで、福島市の花見山をはじめとした県内各地の桜の名所では、おおむね4月頃に満開を迎えます。



温泉はゆっくりとした時間を過ごすのに最高の場所です。温泉はどれも個性的で、お湯の種類からお風呂の形まで一つひとつ異なる特徴を持っています。



起き上がり小法師は、張り子のおもちゃとして有名です。倒されてもすぐに起き上がることから、粘り強さと健康の象徴とされています。



桃は福島県の名産品で、日本で生産される桃のうち20%が福島県産です。県内では桃以外にも多くの果物が栽培されており、福島は「フルーツ王国」と呼ばれています。



音楽：福島市出身の著名な作曲家・古関裕而氏が作った曲は、1964年の東京オリンピックをはじめ日本各地の大規模行事や学校歌に使われています。福島駅ホームで流れている曲も彼の作曲です。



赤べこは、会津地方に伝わる伝説の牛をモチーフにした伝統的な張り子人形です。「べこ」とは、会津地方の方言で「牛」という意味です。



農業：福島は多様な自然環境から生まれる農畜産物は、風味豊かでバラエティに富んでいます。日本酒も地元の良質な水と米を使い、県内60以上の酒蔵で生産されています。福島大学でも「結」という名前の日本酒を作っています。



相馬野馬追は、福島の武士魂を象徴する千年以上続く儀式です。毎年浜通り北部で行われ、400人以上の武士が甲冑を着て馬に乗り、野原を疾走します。



太平洋：浜通り沖は暖流と寒流が合流する場所であり、豊かな漁場となっています。



磐梯山は日本百名山の一つに数えられ、雄大な美しさ、ハイキングコース、世界レベルのスキー場などが多くの人に愛されています。



信夫山は福島市街地の中心部に位置し、市のシンボリック存在です。



花火：真っ暗な夏の夜空に輝く花火と、地元の人が老若男女とわず浴衣を着て花火を楽しむ姿は、留学後もずっと記憶に残る光景でしょう。

目次

1	国際交流センター	1	5	アルバイト	16
1-1.	滞在中の手続き	1	5-1.	資格外活動許可の取得	16
1-2.	在留資格に関すること	2	5-2.	必要書類の保管	16
1-3.	やってはいけないこと	3	5-3.	アルバイトを始める前に	17
1-4.	バディ	3	5-4.	責任ある行動を心掛ける	17
1-5.	奨学金	3			
			6	税金	18
2	入国したら	4	6-1.	国税/所得税	18
2-1.	住民登録（市役所での手続き）	4	6-2.	地方税/住民税	18
2-2.	国民健康保険への加入	4	6-3.	海外に転出する場合	18
2-3.	介護保険	5			
2-4.	年金	5	7	帰国するとき	19
2-5.	学研災への加入	6	7-1.	福島市役所での手続き	19
			7-2.	住民税	19
3	住む	7	7-3.	アパートの退去	19
3-1.	留学生の宿舎	7			
3-2.	アパートでの生活	8-10	8	自然災害時の対応（地震）	20
			8-1.	地震発生時に気を付けること	20
4	くらす	11	8-2.	普段から心掛けること	21
4-1.	預金口座の開設・解約	11	8-3.	台風	21
4-2.	携帯電話の利用	11			
4-3.	公共サービスの利用	12	9	けが・病気になったら	22
4-4.	地域の一員として	12			
4-5.	自動車・バイクの運転	13	10	緊急通報	22
4-6.	自転車	14			
4-7.	ゴミ捨て	15			

1. 国際交流センター

国際交流センターでは、留学生から生活や学習についての相談を受け付けています。また、在留資格や奨学金、地域イベント等についての案内や手続きを行ったり、交換留学生にはバディの紹介も行っています。大学生活で皆さんが分からないことを解消し、留学生活が充実したものとなるようサポートします。加えて、留学や語学検定試験の参考となる図書や、日本語や日本文化を学ぶための図書、英文書籍等を閲覧することもできます。大学生活で分からないことがあったら、まずは国際交流センターへお問い合わせください！

利用時間：平日 9:00～12:30, 13:30～17:00 TEL：024-503-3067

E-mail：ryugaku@adb.fukushima-u.ac.jp（@前後のスペースを削除してご使用ください）

1-1. 滞在中の手続き

留学生は日本に親族がいないため、国際交流センターにて定期的に皆さんの住居などの情報を取りまとめています。以下、皆さんが学生としてやらなければいけない手続きです。

在籍確認

福島大学では、留学生に毎年住所や連絡先等の確認（在籍確認）を行っています。この情報は、皆さんへの情報提供、緊急時の連絡等に利用しています。在籍確認は、情報更新のため毎年7月頃に実施しています。

離日届

福島大学では、留学生が母国に一時帰国を行う又は第3国へ渡航する場合に、帰国日・再入国日を書面（離日届）にてお知らせ頂いています。留学ビザは、福島大学に在籍していることを前提に発給されており、大学にて皆さんの離日状況を確認する必要があります。

離日届は、帰国する2週間前までに記入し提出してください。手続きを行わない場合は、福島大学からの必要な情報が届かなくなる恐れがありますのでご注意ください。

※この2つの手続きを行わない場合、奨学金等の審査に影響することがあります。

上記書類は国際交流センターHPからダウンロードできます：

<http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/download.html>



1-2. 在留資格に関すること

留学生が学習・研究を修了して日本国内に就職する場合、あるいは留学生等の家族として入国したが、新たに大学へ入学する場合等は、出入国在留管理局に在留資格の変更申請をしなければなりません。また、在留期間を越えて在学する場合は、延長手続きをしなければなりません。

国際交流センターでは在留資格更新手続きの取次ぎ業務を行っており、在留期限の3カ月前より更新手続きを行うことが出来ます。取次申請については、国際交流センターへお問い合わせください。

在留資格関係の手続きについて：

<http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/students/qualification.html>



在留資格の手続き

手続き場所①： 仙台出入国在留管理局 郡山出張所 郡山市希望が丘 31-26 郡山第 2 法務総合庁舎 1 階 TEL：024-962-7221	手続き場所②： 仙台出入国在留管理局 仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第二地方法務合同庁舎内 TEL：022-256-6076
---	---

在留・入国に関する相談窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター： 入国・在留について相談できます。 場所：仙台出入国在留管理局内 TEL：0570-01-3904

1-3. やってはいけないこと

不正行為

テスト時にしてはいけないことの総称を「不正行為」といいます。不正行為の例としては、特にしてはいけないことの1つにカンニング（人の答案を見る、事前に用意した書類などを、試験の時に見るなど）があります。不正行為が行われた場合は、単位の登録抹消や停学等の極めて厳しい処分が下されます。大学は自身の知的好奇心を満たすための場であることを忘れず、充実した留学生生活を過ごしてください。

犯罪行為

万引き（お店等のものを盗む）、盗難（自転車泥棒等）は立派な犯罪です。発覚した場合は、大学から処分が下されるだけでなく、日本の法律によっても裁かれます。



また、「禁止されているアルバイト」は絶対行わないでください。[P17, 5-2-③参照]

1-4. バディ（交換留学生のみ）

皆さんが早く大学生活に慣れ、効率よく学習が行えるように、バディをつけることができます。バディは、日本語や修学上の問題、日常生活等について、個別に助言を行います。また、留学生の皆さんもバディに語学や自国の文化を教えたりと、お互いメリットが得られるよう活動していただきます。お互いが希望することを話し合い、サポートしながら楽しんで交流してください。



1-5. 奨学金

私費外国人留学生に対する奨学金は、学業成績及び人物等の諸条件に基づいて採用選考が行われています。募集は、その都度留学生掲示板及び大学HPでお知らせします。

2. 入国したら

2-1. 住民登録

福島市に3カ月以上居住する人は、福島市に住みはじめてから14日以内に福島市役所で居住地の届け出が必要です。また、住所、氏名、在留資格、在留期間等に変更があった場合も14日以内に市役所に届け出てください。



住民登録のやり方（福島市在住者）

どこで 福島市役所 1F 総合窓口 TEL：024-525-3732		すること 転入届を提出する
持っていくもの ■ 在留カード ■ パスポート	■ 写真2枚（4.5 cm×3.5 cm） ■ （家族も来日した場合）家族関係（結婚・出生）を証明する書類。 <u>* 原本（本国の公的機関が発行したもの） と 日本語に翻訳したもの</u>	

2-2. 国民健康保険への加入

「国民健康保険」とは、けがや病気をしたとき、出産したとき、亡くなったときなどに必要な保険給付を受けることができる制度で、医療費の一部負担（3割）で治療を受けることが出来ます。在留期間が3ヶ月以上の外国人は原則として加入しなければなりません。保険に加入するには掛け金が必要です。加入手続きはお住まいの市区町村で行います。



国民健康保険の手続き（福島市在住者）

どこで 福島市役所 1F 総合窓口 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 TEL：024-525-3735	すること 国民健康保険の 加入手続き	持っていくもの ■ 在留カード ■ パスポート
---	--------------------------	-------------------------------

2-3. 介護保険

介護保険とは、介護が必要になった時に少ない負担で介護サービスを受けることができる制度です。40 歳以上の人は、介護保険に加入して保険料を払います。加入の手続きは必要ありませんが、サービスを利用するためには、市へ要介護認定の申請が必要です。

詳しくは福島市役所・長寿福祉課へ（TEL：024-525-6551）：

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/tyouzyu-hukushi/kenko/fukushi/kaigohoken/1351/index.html>

2-4. 年金

年金とは、20 歳から 60 歳の間に保険料を払い、高齢になったとき、障がいを負ったとき、亡くなったときに必要な給付を受けることができる制度です。日本に住む人は、必ず公的年金に入ります。学生納付特例制度の対象となる大学等に在籍する学生は納付の猶予・免除が出来る「学生納付特例制度」等があります。加入や各種手続きはお住まいの市区町村で行います。

年金免除申請のやり方（福島市在住者）

どこで	すること	持っていくもの
福島市役所 1F 国保年金課 TEL：024-525-3738	免除申請	■ 在留カード or パスポート ■ （ある場合）マイナンバーが分かるもの

2-5. 学研災への加入

留学生が自転車事故などを起こし、損害賠償を請求されるケースがあります。そのような時に備えて、「学研災」及び「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入しておくことを推奨します。この2つの保険に加入すると、学校内外（授業中、アルバイト中、インターンシップ中を含む）でのケガの治療費、他者へケガをさせた際の損害賠償などへ補償を受けることができます。

どこで	すること	持っていくもの
福島大学の生協窓口	「学研災」の加入手続き	■ 身分証（学生証など）
福島大学S棟1階 国際交流センター	「外国人留学生向け学研災 付帯学生生活総合保険」への 加入手続き	■ 「学研災」の保険料を 支払った際の領収証

*まず①「学研災」に加入し、その後②「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入する流れになります。

補足：マイナンバー（個人番号）とは？

マイナンバーカードとは日本に住民票のある全ての人に割り当てられる12桁の番号です。税金、社会保障などに使われる大切な個人情報です。



① マイナンバー通知カード：

個人にマイナンバーをお知らせするための書類で、皆さんの住所に郵送されてきます。マイナンバー通知カード単体では身分証明書としては使えません。

② マイナンバーカード：

①のマイナンバー通知カードが届いたら、マイナンバーカードの申請を市役所やインターネットで行うことができます。マイナンバーカードは身分証明書として利用できるほか、住民票写しなどの証明書類をコンビニで発行することが出来るようになります。

マイナンバーカードの詳細はこちら：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

3. 住む

3-1. 留学生の宿舎

国際交流会館

福島大学国際交流会館は、福島大学の外国人留学生・研究者のための居住施設として福島市舟場町に設置されています。各部屋にはベッド、机、椅子、クローゼット、冷蔵庫、本棚が予め備え付けられていますが、寝具や調理用品は入居者自身で購入する必要があります。会館は初めて福島に来た留学生を優先的に入居させ、福島での生活に早く慣れてもらうように配慮しています。入居期間は、交換留学生は1年、それ以外の方は原則として半年です。

单身室（寄宿料月額：8,900円、部屋数：38室）



学生寮

大学の構内に男子寮2棟、女子寮1棟の学寮があり、全室洋式の個室になっています。居室には電気パネルヒーター、スチール机、ベッド、本棚などが備え付けられています。

男子寮：如月寮／信夫寮，女子寮：葵寮

寄宿料月額：7,800円



野田住宅

福島大学では、職員宿舎（野田住宅）に留学生宿舎を用意しています。複数人数（2名又は3名）の同性または家族で入居することが条件です。入居期間は原則として1年で、最長で2年までの更新が可能です。

寄宿料月額：10,000円(一室)



アパート等

大学生協や不動産会社でアパートの斡旋を行っています。通常アパートは、台所、風呂、トイレ付きで、福島市では月額35,000~45,000円程度です。家具等はありませんので、自分で購入しなければなりません。アパートを借りる際は、毎月の家賃の他に、敷金、礼金などの一時金を払うのが一般的です。一時金の額は、おおむね毎月の家賃の3~4カ月分が相場です。

3-2. アパートでの生活

ここでは、アパートに住む場合に気を付けなければならないことを中心にお伝えいたします。



契約について（保証人が必要な方）

日本でアパートの契約を結ぶ場合は、原則として「連帯保証人」が必要です。福島大学では、一定の条件を満たす留学生に限り、大学が連帯保証人となることができます。

■ 条件

1. 契約書に入居者すべての氏名が記載されていること
2. 「1」に記載されるすべての者が「留学生住宅総合補償」に加入すること
4. 家賃、光熱水費の滞納等をしないこと
5. その他契約書内の内容を守ることができること

手続き全般については、国際交流センターまでお問い合わせください。

留学生住宅総合補償

アパート入居に伴う不測の事態に備える保険です。補償範囲は、家屋の損傷、日常生活での事故、旅行中の事故などによる保険金の支払い等が対象となります。詳しくは以下の HP を参照の上、国際交流センターにて手続きをしてください。

JEES 留学生住宅総合保障：<http://www.jees.or.jp/crifs/index.htm>



どこで	すること	持っていくもの
福島大学 国際交流センター	留学生住宅総合保障への 加入手続き	■ 学生証 ■ 契約予定のアパート等の 情報（仮契約書等）

日本のアパートの特徴・注意事項

- 入居時に家賃に加え、「敷金（部屋を汚した時の修繕費用）」・「礼金（紹介料）」・「仲介手数料」が請求されます。
- 電気、ガス、水道は個人で契約する場合がほとんどです。
- 備え付け家具等はありません。電化製品に加え、照明器具、ガスレンジ、布団等も各自が準備しなければなりません。



アパート入居・退去時の注意事項

- 家賃の期日は必ず守りましょう。（通常は2カ月以上の家賃滞納で強制退去となります。）
- 契約書に名前のない人の入居は「契約違反」です。必ず大家さんに知らせ、契約書の変更をしてください。

*この2つの手続きを行わない場合、奨学金等の審査に影響することがあります。

- ゴミは地域の指定に従い、必ず分別して出してください。
- 夜中の騒音（オーディオ音量、パーティー等）で住民に迷惑をかけないようにしてください。
- 退去する場合は1カ月前までに（業者により、2カ月前まで知らせる場合もある）意思を大家さんに伝えるとともに、書面での手続きをしなければなりません。連絡が遅れると、通常より多く家賃を支払わなければならないことになります。
- 部屋を退去するときには、借りた時のように、何も物が無い状態で返却しなければなりません。また、部屋の壁等を破損した場合は、修繕費用を別途支払う必要があります。

以上の内容を守ることができない場合、その他の問題によって不動産業者から大学への連絡が多い場合は、更新契約時に大学が連帯保証人になることが出来なくなりますのでご注意ください。

参考：アパート生活で注意すること

- 日本のアパートは、土足禁止です
(フローリングや畳を損傷すると修繕費用がかかります)。
- 部屋の壁に、大きなシールを貼らないようにしてください。また、画鋲などを多用して壁を損傷しないようにしてください(壁の損傷による修繕費用がかかります)。
- ペットを飼うことは控えてください。
(ペットによる損傷も契約者の責任)
- キッチン周りはこちらに掃除をしてください。汚れが落ちにくくなります。
- 定期的な換気をお願いいたします(湿気によるカビで壁紙交換した事例があります)。
- ガス、電気ストーブ、火元には十分気を付けてください(火災を発生させると、刑事罰の対象になったり、損害賠償の責任を負うことがあります)。

補足：原状回復とは？

写真を見てください。これは、本学の留学生が入居していた部屋の退去時の写真です。

借りた当初はきれいだった部屋が、いたるところ傷だらけになっています。

こういった使い方が良いか悪いか、皆さんは判断がつきますか？



【壁紙はがれ、床面損傷】



【壁損傷 (ペットによる)】



【床面損傷】

アパートを借りた場合、退去時に部屋を元の状態に戻して返さなければなりません。

これを「原状回復」といい、例外なく契約書の中に記載されています。この留学生には、退去時に、¥243,902 の請求が届きました。半期の授業料に近い金額です。

このような事態にならないよう、皆さんがアパートの部屋を借りる際は、きれいに使用してください。

4. くらす

4-1. 預金口座の開設・解約

郵便局や銀行で普通預金口座を開設すると、預金、送金、公共料金の自動引き落とし、クレジットカードの代金支払い等ができます。



口座の開設・解約方法

どこで	銀行または郵便局の窓口	
すること	口座を開設する	口座を解約する
一般的に 持っていくもの *銀行・郵便局に より異なる	■ 在留カード ■ パスポート ■ 住民票または 国民健康保険証 ■ 印鑑 ■ 入出用現金	■ 通帳 ■ キャッシュカード ■ 身分証明書 ■ 印鑑

4-2. 携帯電話の利用

携帯電話販売店または通信会社 WEB サイトで申込みます。必要書類は、店によって異なりますが、通常は、住民票、在留カード、パスポート、学生証、国民健康保険証、預金通帳、クレジットカードなどが必要とされます。来日間もない場合は、契約時に補償金を求められる場合もあります。



格安 SIM カードを販売している会社の一例です。

- AHAMO : <https://www.ahamobile.jp/>
- UQ モバイル : <https://www.uqwimax.jp/>

4-3. 公共サービスの利用

公共サービス（電気、ガス、水道）を使用するためには、事前に手続きをする必要があります。大家さんまたは不動産業者に問い合わせから手続きしてください。



- 東北電力（TEL：0120-175-266）：<https://www.tohoku-epco.co.jp/>
 - 福島ガス（TEL：024-534-2176）：<https://www.f-gas.co.jp/>
 - 福島市水道局（TEL：024-526-0735）：<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/>
- ★ 福島市の水道水は飲むことができます。

4-4. 地域の一員として

皆さんは学生である一方で、地域に住む住民の一員となります。皆さんの生活態度が福島大学生の行動として評価されますので、しっかりとルールを守りながら生活するよう心がけましょう。

飲酒・タバコについて

日本では、飲酒・タバコは20歳以上の人のみ認められています。



騒音は近所迷惑です

皆さんは国際交流会館、アパートなどに居住することになります。特にアパートに居住する場合は、地域の方々も一緒に入居しています。

パーティー等で夜中に大声を出すことは、「近所迷惑」といい、嫌がられる行為です。このような行為が続くと、新しく入学した留学生がアパートを借りることができなくなる原因となりますので、このような行為はしないでください。



4-5. 自動車・バイクの運転

免許証の取得

日本にて自動車またはバイクを運転するときは、日本にて有効な免許証が必要です。（日本の法律に国際免許証は日本では無効である場合があります。）違反した場合は、懲役1年以下または最大30万円の罰金を支払わなければなりません。日本での免許証取得方法は、2種類あります。

方法①：日本にて運転免許証を取得する
運転免許証の取得については、近くの運転免許センターにお問い合わせください。



方法②：自国の運転免許証を日本で運転できるように切り替える。

日本以外の国で発行された免許証を持っており、下記の条件「1」「2」を証明できる場合、自国の免許証をもとに日本の免許証に切り替えることができます。

[1] 自国の運転免許証期限が切れていないこと

[2] 免許を取得した国で取得後3カ月以上居住していること

詳細は近くの運転免許センターにお問い合わせください。

福島県警 HP：<https://www.police.pref.fukushima.jp/04.menkyo/04.menkyo.html>

補足：自動車保険について

自動車・バイクを運転するときには、必ず以下の保険への加入をお願いいたします。

保険①：自賠責保険

必ず加入しなければならない保険です。交通事故を起こした際の被害者に対する最低限度の保険です。なお、加入手続きしない方の運転は違法です。

保険②：任意保険

自賠責保険では賄うことのできない損害を補償する保険です。交通事故を起こした場合、通常は、自賠責保険のみでは十分な補償を得ることができません。損害額が大きい場合、人生を左右することもありますので、必ず加入してください。

4-6. 自転車

防犯登録

自転車の運転には、免許は必要ありません。ただし、必ず防犯登録を行いましょう。また、他人から自転車を譲ってもらった場合は、防犯登録の登録変更を行いましょ。登録変更はお近くの警察署へお問い合わせください。（登録変更には、自転車を譲る人の協力も必要です。）



保険

留学生が自転車事故などを起こし、損害賠償を請求されるケースがあります。そのような時に備えて、「学研災」及び「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入しておくことを推奨します。（P8, 2-5 を参照）

補足：放置自転車って？

ゴミ捨て場や道端に、自転車が捨てられていることがあります。それらのような実際に使っていない自転車を「放置自転車」と呼びます。なぜそこにあるのかはわかりませんが、自転車は誰かのものです。それを利用すると「窃盗」になり、使った人が自転車泥棒となります。

放置自転車は、誰かが自転車泥棒をして、使った後、捨てた場合があります。いらぬ疑いをもたれないよう、放置自転車を見かけても使用しないでください



4-7. ゴミ捨て

皆さんの住んでいるところによりますが、日本ではゴミを分別し、決められた日に捨てるのが一般的です。分別する種類は大きく分けて以下のようになります。なお、福島市の場合、粗大ゴミは事前に申し込まないと捨てることができません。また、捨てる時にお金がかかるものもあります。



ゴミの分け方

可燃物（燃えるゴミ）	例：台所ゴミ、紙くず、木くず、衣類）
不燃物（燃えないゴミ）	例：金属、割れたガラス、小型家電）
資源物 （リサイクルできるゴミ）	例：飲料用缶、飲料用ビン、ペットボトル
粗大ゴミ（とても大きいゴミ）	例：家具、マットレスなど
捨てるとお金がかかるもの	例：エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機 など

※詳しくは、居住する市町村のホームページなどで確認してください。

家庭ごみの出し方・分け方：

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/gomi-genryou/kurashi/recycling/gomidashi/1156.html>



補足：これってなに？

【問題】これは何でしょうか？



【正解】ゴミ捨て場にあるネット

ゴミ捨て場には、ゴミにかぶせる大きなネットがあります。これは、食品のゴミ（生ゴミ）などが、動物（鳥など）に荒らされないようにするための物です。皆さんもゴミを出す際は、自分のゴミにネットをかぶせてください。もちろん、ゴミの分別もお忘れなく。

5. アルバイト

留学生（在留資格「留学」の者）は、学業目的で日本に滞在しています。

そのため、アルバイトをするためには別に「資格外活動許可」の資格を取得する必要があります。



5-1. 資格外活動許可の取得

まずは許可申請

資格外活動許可申請は、居住地管轄の出入国在留管理局にて行います（福島に住んでいる人は仙台出入国在留管理局（郡山出張所）にて手続き）。必要書類は国際交流センターHPにてご確認ください。

なお、大学では、月に1回手続きの代理申請も行っています。国際交流センターの代理申請を希望する方は、国際交流センターにお問い合わせください。

資格外活動について：<http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/students/eligibility.html>



補足：資格外活動違反をすると

資格外活動違反は「不法就労」となり、1年以下の懲役もしくは禁錮または200万円以下の罰金等に加え強制退去の対象にもなります。さらに、資格外活動許可が取り消されることもあります。詳しくは、出入国在留管理局のHPを参照してください。

当然、大学からの処分対象ともなりますので、絶対に違反しないようお願いします。

5-2. 必要書類の保管

アルバイトを行うにあたって、下記の書類は必ず保管するようにしてください。在留期間更新許可申請をする際に必要になります。

- 雇用契約書（アルバイトを始める際に雇用主からもらい、内容を確認しておいて下さい）
- 出勤記録（出勤日数や稼働時間が分かるもの）
- 給与明細書（給与を振り込みで受け取る場合は、通帳の写しを申請の際に使用します）

5-3. アルバイトを始める前に

アルバイトを始めるにあたって、下記の点に注意してください。

① 学業優先

学業に支障のないよう、勤務時間に気を付けてください。

② アルバイト時間

アルバイトをできる時間は、1週間に最長28時間（長期休業期間は1日最長8時間）です。時間を超えると資格外活動違反になります。

③ 禁止されているアルバイト

以下のアルバイトは禁止されています。

■ 風俗関係（バー、スナック、キャバレー、パチンコ、ゲームセンター、麻雀店等）

■ 社会道徳に反するもの

■ ねずみ講、マルチ商法等

* 風俗営業には、接待飲食等営業（酒類を提供しつつ異性による接客サービスを提供する店）も含まれます。これらの店では、皿洗い、掃除、ティッシュ配り等であってもアルバイトは禁止されています。

5-4. 責任ある行動を心掛ける

福島大学の学生として行動

アルバイト先で地域の方に迷惑をかける等のトラブルを起こすことは、他のアルバイトをする全ての学生に影響を及ぼします。福島大学の学生であることを自覚してアルバイトをしてください。原則として、アルバイトによる怪我等については、大学では責任を負えませんので、十分注意してください。

6. 税金

中長期在留資格をもつ留学生は、所得状況によっては、日本国籍の人と同じように所得税と住民税を支払う義務があります。



所得税 一国税のひとつで国に支払われる一 は、対象年の1月1日から12月31日の間にあなたが得た全収入に対して課せられます。対象年に自分が得た収入は、翌年の2月16日から3月15日に確定申告という形で申告します。

住民税 一地方税のひとつで、自分の住む県か市町村に支払れる一 は、前年の収入に基づいて計算されます。

6-1. 所得税と住民税について留学生が行わなければならないこと

2つ以上のアルバイトをしている/複数の収入源がある学生

複数のアルバイトをしている又は複数の収入源がある場合には、上記の期間中に所轄の税務署で確定申告をして、自分で所得税を納めなければなりません。確定申告をすると、所得税の一部が還付されることもあります。

1つだけアルバイトをしている学生

一つだけアルバイトしている学生の場合、通常は毎月の給料から一定額が所得税として差し引かれます。しかし、アルバイトが一つだけであっても、給与から所得税が差し引かれないケースも多く、その場合は従業員が自分で確定申告をしなければいけません。自分で確定申告をする必要があるかどうか知る方法は、次の通りです。勤務先から「源泉徴収票」をもらっている場合、すでに給与から所得税が差し引かれていることになるので、自分で確定申告をする必要はありません。一方、源泉徴収票を受け取っておらず、今後も源泉徴収票が発行されない場合、給与から所得税が差し引かれていないことになるので、自分で申告する必要があります。

収入のない学生

対象となる年（1月1日から12月31日まで）に収入がない場合、その年の所得税と住民税は免除されます。ただしこの免除を受けるためには、居住地の市区町村に「収入状況報告書」を提出する必要があります。この申告に基づいて、経済的支援を受けられる場合もあります。所得状況報告書は、国民健康保険税が軽減されるかどうかの判断材料にもなりますので、必ず提出してください。

詳細はこちら：<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/shimin-sdaini/kurashi/zekin/shiminze/h30sinnkokunittei.html>

6-3. 海外に転出する場合

海外に転出する場合、残りの住民税(および国民健康保険税)を収める必要があります。

※日本を出国する前に所得税・住民税・国民健康保険税を納めることが出来なかった場合は、出国前に日本在住の人を納税管理人（代わりに税金を納める手続きをする人）として税務署及び市区町村役場に届け出てください。

7. 帰国するとき

留学生が帰国する前に必要な、一般的な手続きは次の通りです。

7-1. 福島市役所での手続き

どこで*	なにをする	持っていくもの
福島市役所 1 F 総合窓口	■ 転出届を出す ■ マイナンバーカードを返す ■ 国民健康保険を抜ける	■ 在留カード ■ (ある場合)マイナンバーカード ■ 保険証 ■ 帰国日が分かるもの (飛行機のチケットなど) ■ 給与明細書
福島市役所 2 F 市民税課	■ 住民税を払う、 または納税管理人を決める	

(*福島市在住者)

7-2. アパートの退去

退去する場合は1カ月前までに（業者により、2カ月前まで知らせる必要がある場合もある）意思を大家さんに伝えるとともに、書面での手続きをしなければなりません。連絡が遅れると、通常より多く家賃を支払わなければならないことになります。

部屋を退去するときには、借りた時のように、何も物が無い状態で返却しなければなりません。また、部屋の壁等を破損した場合は、修繕費用を別途支払う必要があります。

（P12, 「補足：原状回復とは？」参照）

8. 自然災害（地震・台風等）

2011年3月11日に東日本大震災が発生し、多くの人命が奪われました。地震は発生の予知が困難ですが、落ち着いて行動できるよう日頃から正しい防災知識と的確な対処法を身につけることが大切です。

8-1. 地震発生時に気を付けること

わが身の安全を守る

地震発生時には、自分の安全確保が最優先です。室内の場合は、机の下に隠れるなどして、上からの落下物に気を付けてください。また地震が原因で火事が起こることがありますので、火元の確認（ガスの元栓を閉める等）を行ってください。



非常出口を確保する

地震では建物のゆがみが生じ、いつも開くドアが開かなくなってしまうことがあります。地震発生時に余裕があれば、ドアを開き、出口確保をしてください。

室内の場合はあわてて戸外に出ないこと

あわてて戸外に出ることは、大変危険です。地震の影響で、上から窓ガラスの破片等が落下してくる可能性があります。外に出る際は、十分な注意が必要です。



海の近くにいる場合

福島市は、海から離れており、津波の心配はありませんが、旅行等で沿岸部に行くこともあるかと思います。海沿いで地震にあった場合は、海からできるだけ遠くに離れた高いところ（高台、建物等）に避難してください。



余震が続く場合

建物が大きく壊れている場合は、建物に近づかないようにしてください。また、近くの避難所等に行くことをお勧めします。

電話は使えない

地震時は、情報通信網が麻痺することがあります（電話やインターネットが使えない）。安否確認のために電話回線等が多く使われるためです。慌てず、身の安全を確保したうえで、情報通信網の回復を待ちましょう。



8-2. 普段から心掛けること

東日本大震災では、電話が繋がりにくくなり、ほかの人からアドバイスを得ることがとても難しくなりました。だからこそ、災害時は「自分自身で身を守る」ことが必要です。まずは以下の2つのことを心掛けてください。

1) 非常口を確認する

建物には下のような非常口の目印があります。普段から周りの案内等を確認しましょう。



2) 避難所を確認する

災害時の避難先として、地区ごとに避難所が設置されています。福島市 HP で確認してください。

福島市/防災・危機管理：



<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/bosai/bosai-kiki/index.html>

避難所マップ：



<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kkanri-gensai/bosai/bosaikiki/bosaimap/5005.html>

8-3. 台風



2019 年に発生した東日本台風によって、福島県内でも大きな被害がでました。台風は例年 7 月～10 月ごろに日本を通過し、大雨によって洪水や土砂崩れが起こることもあります。台風が近づいてきた場合は、天気予報に注意し、住宅周辺を点検し、屋外にあるものが強風で飛ばされないよう屋内にしまうなどしておくで安心です。停電することもあるので、携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水、非常食等を備えておきましょう。



また台風発生時には、増水した川や水路には絶対に近づかないようにしてください。

9. けがをしたら・病気になったら

保健管理センター

福島大学のキャンパスにある「保健管理センター」には、医師（内科・外科、精神科）・保健師が常駐しており、心身の健康相談、救急処置、健康診断などを行っています。利用申し込みは、保健管理センターの窓口、電話、手紙、e-mailなどで受け付けています。精神科医による心理相談は、原則としてすべて予約制です。



窓口・電話受付：平日：9:00～16:30（昼休み：12:30～13:30）（土・日・祝祭日はお休み）

TEL：024-548-8068 HP：http://www.hcc.fukushima-u.ac.jp/index.html

福島県内の病院

外国語対応が可能な県内の医療機関は、下記ページから探すことができます。

「ふくしま医療情報ネット」：

<https://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

*病院へ行くときは、必ず「保険証」を持っていくようにしてください。

10. 緊急通報

急な病気や大けが、事故などにあった場合は下記の電話番号に連絡をして助けを呼ぶことができます。

急な大けがをしたとき	火事になってしまった	交通事故・犯罪にあったら
救急車 [TEL：119]	消防 [TEL：119]	警察 [TEL：110]
		